

国立大雪青少年交流の家バス運行基準について

令和8年2月12日

当交流の家が保有する大型バスの運行について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. バス運行のルール

- (1) 交流の家の利用申込が完了していること。
- (2) バス利用申請フォームを、期限内に回答していること
- (3) 交流の家出発時刻が8時30分以降、交流の家到着時刻が17時15分以前であること。
- (4) 乗車人数が15名以上であること。
- (5) 交流の家から概ね片道1時間以内（概ね片道50キロ）であること
- (6) バスの発車から到着までの間の途中乗車、降車がないこと。
- (7) 高校生以下の団体は、成人の引率者が1名以上添乗すること。
- (8) 原則1日午前1便午後1便の計2便を上限とする。

2. バス申請期間

下記の期限までにバス利用申請フォームの回答をした団体で調整を行い同月10日頃までにバスの運行を決定し、お知らせします。場合によっては、運行ができない場合がございますので、ご了承ください。

利用開始日	4～6月利用	7～9月利用	10～12月利用	1～3月利用
提出期日	2月1日	5月1日	8月1日	11月1日

※提出期日を過ぎた申請については、調整後に運転手の手配が可能な運行日程であれば申請を受け付けますので、交流の家までお問合せください。

3. バス利用の申請方法について

バス利用申請を上記利用開始日の提出期日までに、申請フォームからご回答ください。電話や申請書での受付は行っておりませんので、ご了承ください。

※電話で空き状況を確認することはできますが、申込自体は申請フォームの回答後、交流の家からの返信をもって予約完了となります。

申請フォームについては、以下 URL よりご回答ください。

★<https://forms.cloud.microsoft/r/KM4XJBCFiV>★

4. 運行調整の優先順位

「体験活動を全ての利用者に提供する」と「小規模校でも集団宿泊活動を実施できるように支援する」という考え方から、次のとおり運行調整に優先順位を設けます。なお、特別な配慮を要する団体は優先して運行します。

第1順位 施設が主催・共催する事業

第2順位 小規模園・小規模学校（引率者以外の人数が15名未満）

第3順位 学校団体（小規模校を除く）※

第4順位 幼稚園・保育園・子ども園（非認可を含む）（小規模園を除く）

第5順位 青少年団体

第6順位 一般団体

※学校団体での優先順位は以下のとおりとする。

ただし、同順位の場合、児童・生徒の人数が少ない団体を優先とする。

第1順位 引率者以外の人数が41名以下の団体

第2順位 引率者を含めた人数がより少ない団体

第3順位 運行距離数がより多い団体

5. バスの定員について

・大型バス（定員41名）※バス運転手除く

※大型バスには、補助席使用なし・バス後部ならびに下部に荷物を格納するスペースはございません。

6. バス運行料金について

令和8年度より、バス運行に係る実費相当額（1kmあたり25円の燃料費等）を交流の家で算出し、徴収いたします。算出方法は、往路：交流の家～旭川空港往復、復路：交流の家～旭川空港往復の計4回分となります。 ※距離の小数点以下は、切り上げて計算。

運行料金例）交流の家～旭川空港（31.4km）送迎の場合

往路：交流の家発→旭川空港（32km）→交流の家（32km）

復路：交流の家発→旭川空港（32km）→交流の家（32km）

$32\text{km} \times 4\text{回} = 128\text{km}$ 25円（1kmあたり） $\times 128\text{km} = 3,200\text{円}$

※運行料金については、年度毎に変動する場合があります。ご利用の前に必ず当交流の家HPをご確認ください。

7. 活動場所への運行について

利用の40日前までにバス利用申請をお願いします。研修プログラム調整時に併せて運行調整も行います。なお、宿泊利用に係る入退所の運行を優先し、運転手の手配が可能な時のみ運行を受け付けます。